

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ツール・ド・北海道協会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の報酬等を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の理事については、報酬を支給することができる。
- 3 前項の常勤の理事は、常務理事とする。
- 4 第2項の報酬の額は年間総額600万円とし、報酬以外の賞与、退職手当等は支給しない。

(報酬の支給方法等)

第4条 前条第4項の報酬は、月額（年間総額を12ヵ月で分割した額）で支給し、支給日は毎月20日とする。ただし、当該支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日に支給する。

- 2 報酬は、その月の全額を通貨で直接本人に支給する。ただし、本人が、報酬の全部又は一部について本人の指定する本人名義の金融機関預金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法により支給することができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤の理事が月の途中において就任し又は退任し若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から休日（この法人の職員就業規則第30条に定める休日）を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用の支給)

第6条 この法人は、役員等がその職務を行うために要する費用を支給することができる。

2 役員等がこの法人の用務のために旅行した場合は、旅費を支給することができる。
旅費の支給額及び支給方法は、この法人の職員就業規則第66条に定めるところによる。

3 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。通勤手当の支給額及び支給方法は、この法人の職員就業規則第61条に定めるところによる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人ツール・ド・北海道協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則（平成29年3月22日一部改正）

この規程の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。